

災害警報発令時の生徒の登校・授業について

災害警報発令により臨時休業となる場合の判断は次のようにする。

災害警報発令とは、尼崎市・西宮市・伊丹市のいずれかの地域に、暴風警報・大雪警報、または警戒レベル3以上の氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報・高潮警報が発令されている場合をいう。

【平常授業日】

1. 午前7時現在、上記の警報が発令されている場合は、午前中の授業は臨時休業とする。
2. 午前11時現在、上記の警報が発令中の場合は全日臨時休業とする。
3. 午前11時までに、上記の警報が解除、または警戒レベル2（注意報）・レベル1（早期注意情報）に引き下げられた場合は、5校時から授業を実施する。

13:00 SHR, 13:20 授業開始

【考査日】

午前7時現在、上記の警報が発令されている場合は、臨時休業とし、この日に予定されていた考査は考査最終日の次の日に行う。（土日祝日は除く）